

狭あい道路拡幅整備事業で調布市ができること

狭あい道路拡幅整備事業では、後退用地を市に「寄附」する場合と、寄附せずに市に無償で使用承諾をいただく「無償貸与」場合があります。「寄附」と「無償貸与」の場合では、市が実施する内容が異なりますのでご注意ください。

	測量	分筆	所有権 移転 登記	地目 変更	L形側溝 設置工事	助成※ 金	奨励※ 金	道路整備後 の管理	
寄附	○	○	○	×	○	○	○	○	5～6 ページへ
無償 貸与	○	○	×	○	○	×	×	○	7～8 ページへ

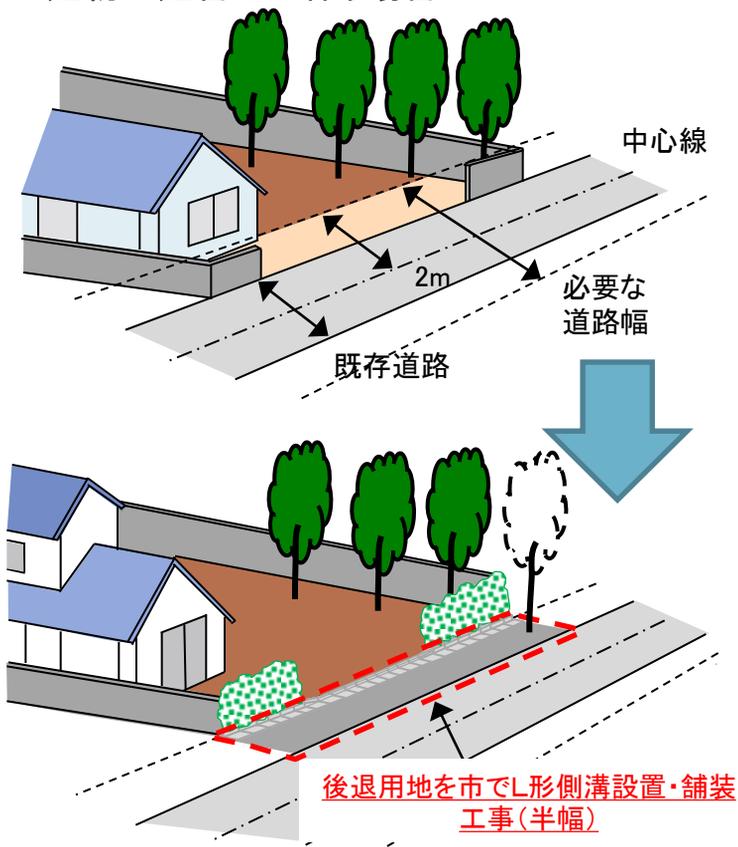
※助成金・奨励金については、4ページをご覧ください。

！！ 申出を受けることができない事例！！

- 申請地前面道路の境界が確定していない
 - 私道である
 - 土地と道路に高低差があり、擁壁等の道路構造物が設置されている
 - 売買や土地の分割を目的に後退線の位置を測量する
- 等々・・・

整備イメージ

* 建物の建替えが伴う場合



* 駐車場の場合



《助成金》

後退用地にある物件の除却に要する費用の一部を助成します

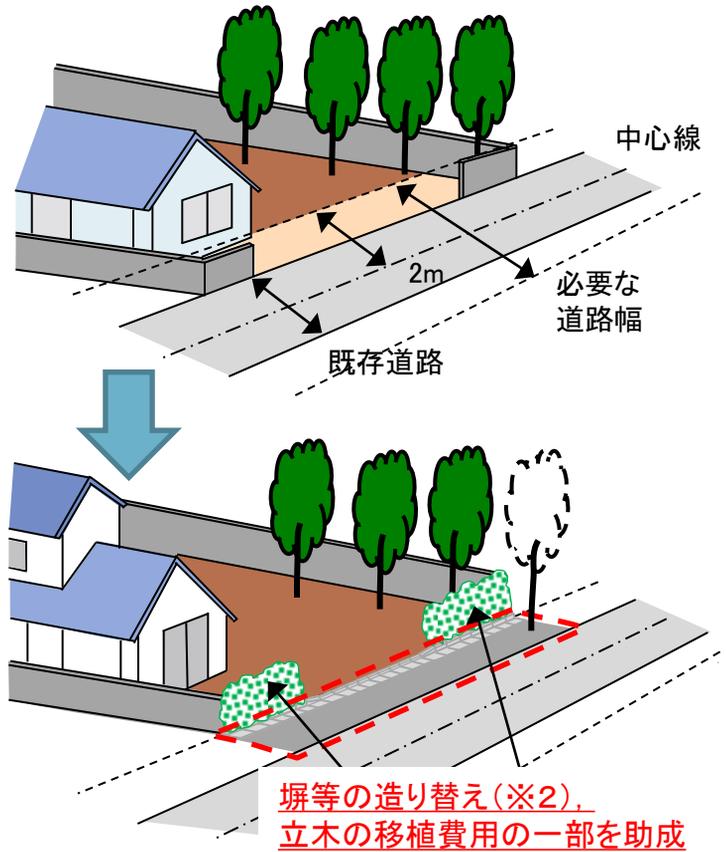
後退用地を寄附していただく場合、後退用地にある構造物等(※1)について物件補償の対象となり、除却に要する費用の一部を助成します(「助成金」)。

助成金の金額は、市の予算の範囲内で、東京都補償算定要領を準用し、算定します。上限額は40万円までとなっており、これを超えない範囲で助成します。

なお、後退用地を無償貸与にする場合、助成の対象にはなりません。

※1 市職員が現地調査を行った時点で現存するものに限り、補償できるものの例として、塀・フェンス、擁壁、門扉、樹木等があります。

※2 個人の方で、延長3メートル以上の生垣設置を予定されている方は、緑と公園課の「生垣補助金」制度があります。その場合、狭あい事業の助成金と重複受給はできません。



《奨励金》

隅切り用地を寄附した場合に奨励金の対象になります

建築制限を受ける部分の土地で、二辺が狭あい道路又は一辺が狭あい道路に交わるものを「隅切り用地」といいます。

調布市では、隅切り用地を寄附していただいた場合、「奨励金」の制度があります。

※隅切り用地は道路区域に編入し、供用開始をしますので、敷地には算入できません。

奨励金額：当該隅切り用地が接する道路等の財産評価基準における路線価格の平均額の2分の1の額に隅切り面積を乗じて得た額(要綱第4別表)

